

エコアクション21地域判定委員会規程

群馬県中小企業団体中央会

「エコアクション21地域事務局群馬県中小企業団体中央会」認証・登録制度要領1.2に規定するエコアクション21地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域判定委員会は、次の事項を審議する。

- （1） 事業者のエコアクション21認証・登録の可否
- （2） エコアクション21審査人の審査結果に対する異議
- （3） その他事業者のエコアクション21認証・登録に関する事項

（構成及び委嘱）

第2条 地域判定委員会は3人以上5人以内をもって構成し、委員は次に掲げる者等のうちから、群馬県中小企業団体中央会会長が委嘱する。

- （1） 事業者の環境への取り組みに関する専門家及び学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。この場合であっても原則として連続して6年を超えないものとする。また、補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理がこれを代行する。

（地域判定委員会の開催）

第5条 地域判定委員会は、群馬県中小企業団体中央会会長が招集し、委員長はその議長を務める。

- 2 地域判定委員会は、必要に応じて開催する。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 委員会は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の全会一致をもってこれを行う。

（議事録）

第7条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1） 日時及び場所

- (2) 出席委員名・欠席委員名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(委員手当等)

第8条 委員会出席についての委員手当等については、群馬県中小企業団体中央会が定めるものを準用するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより、委員退任後も他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第10条 本規程は、地域運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成によって改廃できるものとする。

(付則) この規程は、平成21年 月 日から制定施行する。